東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成29年度 パフォーマンス向上会議不適合報告情報(平成29年11月14日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年11月14日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 Ⅱ: 該当なし

区分 皿: 該当なし

その他: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	無停電電源装置用蓄電池において、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例に基づく蓄電池設置時の届出がなされてないことが認められたため、当該原因調査・対策検討。 本件を双葉広域消防本部富岡消防署に報告し、内容を確認していただいた結果、立入検査等にて現場確認を実施しており、設備上は問題はないとの回答であったため、速やかに提出。	GΙ	